

日本のワシントン會議參加

大畑篤四郎

一 ヴェルサイユ體制における對日壓力

(I) 太平洋・極東問題

ヴェルサイユ條約は第一次世界大戦に至るまでの帝國主義的角逐に終止符を打ち、戦後の新たな世界平和のための體制をつくりあげたのであるが、事實はヴェルサイユ體制における新たな矛盾がやがてこの體制を内部から崩壊させ、ひいて第二次世界大戦をも導いたのであつた。そうした矛盾の要因はヨーロッパにもあつたが、また一つには太平洋・極東方面にあつた。それは主として中國をめぐる情勢であり、そこにおける日米對立の激化であつた。そうした對立はハリマン (Edward H. Harriman) の滿鐵買收計画が小村外相によつて粉碎された事實が示すように、日露戦争以後繼續して進展していたものであつた。^(一) 第一次世界大戦に乗じて發せられた對華二一カ條要求は日本の中國進出の第一のピークをなすものといわれるが、^(二) その際アメリカは一九一五年三月一三日および五月一日の對日通告で、日本の政策に不滿の意を示して抗議した。^(三) 戦後處理のためのパリ會議において日本に關係ある主なる議案は山東問題、

南洋諸島問題、人種平等問題であり、その他の問題に對しては政府は大勢順應の態度をとつた。^(四) そのうち、人種平等問題は一般的原則論のほかに日米移民問題の解決を主たる狙いとしたものであり、しかも日本は山東問題での主張貫徹のためにアメリカに譲歩したものであるから、^(五) 日米關係を悪化する要因にはなるが、本稿では直接太平洋・極東問題での日本と列國（特にアメリカ）關係の概略を述べ、その調整のためのワシントン會議の開催に及ぶことゝしたい。

(A) 山東問題

山東問題は山東方面における舊獨權益の日本への引渡要求であり、日本は一九一五年日華條約、一九一八年日華協定、一九一七年の日本とイギリス、フランス、ロシア、イタリアとの協定によつて、一旦日本がそれらの權益を譲り受けた上で、中國に返還するとの立場をとつていたのに對し、中國はその對獨參戰（一九一七年）によつてドイツの租借權が消滅し、直接中國に返還さるべきだと主張した。アメリカはパリ會議において初めは中國の見解に同調し、^(六) その後、山東省におけるドイツの權益を五大國（日英米佛伊）に放棄させ、五大國がその最終的處分を決定するといふ妥協案を提出した。^(七) 牧野全權はこの案を認めず、日本政府も一九一九年四月二一日、日本の主張が容れられない時は國際連盟規約に調印することを見合わすよう、強硬な訓電を發した。^(八) しかも二三日にはヒューメ問題からイタリアが全權團を引揚げ、二五日には中國が、日本の主張と眞向から對立する、日本軍の山東撤退を含む新提案を提出し、ウィルソンを全く窮地に追込んだ。この状態に對しバルフォア（Arthur James Balfour）イギリス代表が妥協工作に乗出し、日本は將來租借地を完全な中國の主權に還附し、經濟的權利のみを保有して軍事的權利は放棄し、一九一八年日華協定による日本の駐兵權は暫定的なものとする覺書を作成した。ウィルソンは日本の駐兵權については危惧

の念を抱いたが、この工作中日本は、山東問題で日本の主張が認められれば人種平等でアメリカに譲歩しても良いことを認めた。さらに四月三〇日の首相會議で日本側は、將來山東省の舊獨權益を中國に還附し、經濟的權利のみを保有することをウィルソンに口頭で約して、ヴェルサイユ條約の調印に至つた。^(九) こうして一應日本の主張が容れられ、ヴェルサイユ條約第一五六―五八條の規定が成立したが、中國はこれを不満として調印に参加せず、直接還附論を固執した。かくしてヴェルサイユ條約の當該條項は中國にとつて矛盾を包藏し、日本もまた公約した山東還附交渉の端緒をつかむことができず、他方二一カ條要求以來の日本の山東に對する要求は、アメリカ人一般に對日猜疑心を植えつけることにもなつた。^(一〇)

(B) ヤップ島問題

赤道以北舊獨領植民地處分問題は必ずしも日本のみの問題ではないが、日本はこれに關連するヤップ島問題についてアメリカとの間に紛議をおこした。日本はそれらの地域の併合を要求したが、フランス、オーストラリアその他は併合に反對し、ウィルソンは連盟の委任統治を主張した(委任統治についてはウィルソン一四カ條の第五條)。結局スマッツ將軍 (General Jan Christian Smuts) の努力によつて妥協案が成立し、委任統治に段階を設け、太平洋の赤道以北舊獨領地域を日本のC式委任統治下におくこととして、ヴェルサイユ條約第二二條が成立した。それらのパリ會議の經過は當面の主題からそれるので略するが、一九一九年一月三〇日のスマッツ案ではC式委任統治に關し「受任國の領土の構成部分として」(as integral portions thereof)とあつたのが、二月八日には「恰も受任國の構成部分たる如く」(as if integral portions thereof)とする修正案が出され、ウィルソンはFの語の維持を主張したが、

牧野全權が反對して結局削除され、C式委任統治は實質的には併合と大差ないものとされた。^(二二)しかるにこれら諸島のうちヤップ島は海底電線の中繼地であり、アメリカはヤップ島を経て上海、米領ガム島、蘭領セレベス島に海底電線を通していた。そこでパリー會議でも一九一九年四月二日にウィルソンはヤップ島の委任統治に留保を申し立て、國際化を主張し、ランシングも同様に主張した。八月一九日ウィルソンはアメリカ上院外交委員会で、ヤップ島に關する留保は正式の文書はないが同意されたことは疑ない、と述べた。オランダおよび中國もヤップ島の日本委任統治に關心を表明し、または抗議した。^(二三)従つて一九二〇年一〇月に開かれる國際通信豫備會議に先立つて、幣原駐米大使はこの問題でアメリカ側と接觸したが、アメリカは日本の委任統治を否認し、國際通信に重要な影響を及ぼす問題について國際管理を主張した。豫備會議でもアメリカは同様に留保、國際化を主張し、或はロイド・ジョージ (David Lloyd George) に抗議したり、一月九日には舊同盟および連合國に、通信基地は委任統治協定に含まれないことを通告した。^(二四)しかるにヤップ島の日本委任統治を決定した一九一九年五月七日のパリー會議決議、國際連盟規約第二二條には何等そのような留保は付されていないので、日本は英佛伊の各國にその主張を訴え、國際連盟理事會も一九二〇年一月一七日、赤道以北舊獨領諸島の日本委任統治を確認し、委任條項を確定し、一九二一年一月一日、連盟事務總長より連盟各國に通知された。これにはアメリカの主張する留保は認められていなかった。^(二四)そこでアメリカは一九二一年二月二日連盟理事會に抗議を提出し、主たる同盟および連合國の一國たるアメリカ (アメリカは國際連盟規約を批准しなかつたが、連盟規約がその一部をなしているヴェルサイユ條約第一一九條では、ドイツは主たる同盟および連合國のために海外領土を放棄している) は日本のヤップ島委任統治に同意したことはなく、アメリカの同

意がなければ本件の處理は有効でない」と主張した。さらにハーディング (Warren G. Harding) 新大統領の就任後四月四日には、アメリカは連盟規約または本件に關するいかなる協定にも參加しておらず、國際連盟はアメリカを拘束せず、アメリカはヤップ島における自國の權益を割讓、放棄したことはない」と主張し、連盟理事會の決定もアメリカに對しては効力をもたない、との強硬聲明を日英佛伊四國に通告した。こゝに問題は六月三日より日米間の外交交渉に移され、結局ワシントン會議で一九二二年二月一日に協定に達したが、ワシントン會議開催當時日米間の懸案にとゞまつていた。^(一五)

(C) 對華借款團問題

對華借款團問題は特に第一次世界大戰以後の問題でも、ヴェルサイユ條約以後の問題でもない。それは戦前より引續く問題であるがしかも戦後の新たな情勢を反映して新たな展開が行われた。

中國に對する列國の進出は借款供與の形でも行われてきたが、一九一〇年一月一日には英米獨佛の銀行團による對清鐵道投資に關する一般協定が成立した。^(一六) 舊四國借款團 (Old Consortium) であり、その後一九一二年に日露兩國の銀行團が參加して六國借款團となつた。ウィルソン大統領の就任後、彼は、六國借款團は中國の獨立を犯すおそれありとして、自國の銀行團を支持しないこととし、アメリカ銀行團は六國借款團から脱退した。しかし五カ國における借款團非加盟銀行の不満と、中國内部の情勢や、借款團外からの投資を物色する袁世凱の政策等から、五國借款團は政治借款のみを引受け、經濟借款は取扱わないこととした。^(一七) しかるに第一次世界大戰の勃發によりドイツは借款團を除名され、英佛は對華投資の餘力を失い、ロシアは一九一七年革命によつて事實上借款團から脱落した。これ

に對し、日本は西原借款一億四千萬圓その他によつて莫大な對華投資を行つた。^(二四) またアメリカも一九一六年頃より投資活動を再開し、舊借款團は事實上分解し、英佛はアメリカを支持して日本の大陸進出に對抗しようとした。^(二九) 新借款團結成にはランシング (Robert Lansing) 國務長官が積極的で、彼は石井＝ランシング協定署名一週間後、一九一七年一月九日ラインシエ (Paul S. Reinsch) 駐華公使に、新たな銀行團を組織して借款團に参加することを検討中、と傳え、一九一八年六月二〇日にはウィルソン大統領にこの旨提案し、大統領は、中國政府を保護する十分の措置をとることを條件に、新借款團を組織することを認め、^(三〇) かくして一九一八年七月一〇月、アメリカは日英佛に新借款團結成を呼びかけ、四國銀行代表者と協議の末、一九一九年五月一二日新借款團に關する協定に假調印した。^(三一) しかし日本政府は六月には、日本銀行團をして、日本が特殊利益を有する滿蒙地方における借款團の一切の借款供與上の優先權および選擇權は、この協定から除外されるべきことを申ししめた。^(三二) 英米佛銀行團は協議の上、六月二三日、アメリカ銀行團の名において留保申入れを拒絶し、問題は政府間折衝に移された。^(三三) 八月一日イギリスは覺書を發し、日英佛各國が承認したアメリカ提案の基本的目的の一つは特殊利益範圍内の特殊要求を排除し全中國を完全に開放して借款團の活動に委ねたものであり、かつ滿蒙は中國の重要な地區であるから、これを除外することは新借款團の根本的主義を全く否定するにひとしい、と述べて、日本の主張と正面より對立した。^(三四) 九月一日、日本側はイギリス外務省に簡單な覺書を提出し、南滿洲および東部内蒙古における日本の特殊權益につき、重ねて留保を主張した。^(三五) これより主としてカーゾン (Lord Curzon) イギリス外相と珍田駐英大使との間に折衝が續けられ、日本が特殊利益を有する滿蒙の範圍、特殊利益の性質などが日英間の主要な問題であるが、この交渉を通じて山東問題や朝鮮問題 (日本の

朝鮮政策、特に萬歲事件に對する彈壓^(二六)で日本の政策への批判がたかめられたのは重要である。なぜならそうした情勢の中に日英同盟廢棄論もたかめられたからである。日本の政策に對する批判は、一例をあげるならば、すでに一九一九年七月一八日カーゾン外相が珍田大使に對し、勢力範圍分割の時代は過ぎ去つた、と述べて、滿蒙特殊權益のみならず、日本の山東省における權益にも疑義を表明した。また一〇月七日にオールストン (Bailey Alston) 駐日大使が、日英同盟の下における日本の對華 (山東、滿蒙) 政策が、國際連盟の精神と一致しないことを指摘した際、借款團問題に言及してゐる^(二八)。一九二〇年二月にアメリカの實業家ラモント (Thomas W. Lamont) が來日し、三月一六日、日本側は留保より一步後退した提案を行つたが、ラモントと英米駐日大使は、協定が成立しなければ日本を除いた三國による借款團を構成することし、一方日本はさらに後退して、借款團が日本の經濟的生存および國防に影響するような活動を行わず、關係列國が右の企業に同意しない旨の保障を日本政府に與える、とのイギリス政府の聲明に信賴して、さきに日本政府の提出したフォーミュラを引下げ、鐵道事業に關連して二點の希望條項を提出した^(三二)。しかし四月二八日のイギリスの撤回要請に應じて、五月一〇日、日本はさらに讓歩して、イギリス政府の友好精神に信賴し、希望條項についても、強いて同政府の明確な保障または賛同をもとめるものにあらず、と申し出た^(三三)。イギリスはこれを了として、五月一七日、日本の主張する滿蒙權益を尊重する趣旨の覺書を發し、問題は一應解決をみた^(三四)。政府は別に米佛政府とも交渉していたが、銀行團による民間交渉も併行して行われ、五月一日にはこれも妥協が成立し、借款團の活動範圍について、南滿洲鐵道、その支線および附帶鐵道事業、その他所定の滿蒙鐵道事業についてはこれを除くこととした^(三五)。三國はそれぞれ日本の滿蒙權益尊重の保障を與え、新借款團 (New Consortium) は一九二〇年

一〇月一五日正式に成立した。

借款團問題は本來民間協定で政府がこれを援助する形であつたが、その背後にあるものは日本とアメリカ、その他列國との經濟的對抗であり、日本の滿蒙に對する支配權否認の問題であり、しかもその際日英同盟を締結しているイギリスが日本の留保撤回交渉の前面に立つようになつたのは注目される。しかもこうして成立した新借款團の事業は、日本の在華權益の多くを吸収し、二一カ條要求によつて得た權益の去勢作用をなしたのであり、^(三七)極東における勢力關係の推移を示すものであつた。

ワシントン會議直前における日本と列國（特に日米）關係を示す事例は、なおシベリア出兵、朝鮮事件、上述移民問題などがあげられる。シベリア出兵についてはすでに幾つかの實證的研究があり、^(三八)なお研究が進行中であるのでここでは一應略するが、アメリカが英佛の要請に應じて共同出兵に踏切つたのは、チエコスロヴァキア軍隊に對する人道主義的考慮のみならず、日本を牽制してシベリア、北滿における門戶開放を維持しようとしたものであり、^(三九)特に東支鐵道管理問題は兩國の重大な争點であつた。^(四〇)日本としても單獨出兵を避け、連合出兵、特にアメリカの共同出兵要請に應ずるものとして、日米の軋轢を避けようとした點にこの時期の日米關係の變轉を認め得るが、出兵人員、出兵範圍、指揮權問題などから兩國の紛議が引續き、遂に連合軍の撤兵後も日本軍は駐留を續け、アメリカの不承認通告に至るのである。シベリア出兵問題は後にワシントン會議の議題調整の際、あらためて問題とされる。

朝鮮問題は萬歲事件（三・一事件 一九一九年三月一日）に對する日本政府の彈壓で、日本國內よりも、朝鮮側の猛烈なキヤムペーンによつて對日國際世論を惡化させた。

(II) 建艦競争

國際連盟規約第八條第一項は軍縮の必要性を認めている。海軍において從來最大の海軍力をもつていたのはイギリスであつた。第一次世界大戦までイギリスは所謂二國標準主義政策 (Two-Standard Policy) をとつた。これは他の二カ國の海軍力と同等の海軍力を維持する政策と解され、またチャプトの見解に従えば、ヨーロッパの海軍國たる佛露の海軍より一〇%多い海軍を維持する政策といわれ、さらにチャーチル (Winston Leonard Spencer Churchill) 海相は、新たな海軍國ドイツよりもドレッドノート艦 (弩級戰艦) において六〇%多い標準を採用した。^(四一) これによつてイギリスは中近東、インド・ルードに優越性を保持することができた。しかしそうしたイギリス海軍力の優越性は大戰を通じて漸次失われ、新たにアメリカ海軍がイギリスの地位を脅かそうとした。さきのチャーチルの主張に示されるような英獨建艦競争は、國際政治上にも第一次世界大戦を招來した重要な要因であつたが、ヴェルサイユ會議においては、ドイツ艦隊の破壊論、分配論および解體論が分れ、ドイツが艦隊を自沈せしめ、^(四二) さらにヴェルサイユ條約第五編によつてドイツの軍備が嚴重に制限されたので、ドイツ海軍は競争場裡から去つた。これに對しアメリカは一九一五年より海軍擴張計畫に着手し、海軍總監部 (General Board of the Navy) の勸告を基礎とした、戰艦一〇隻、戰闘巡洋艦六隻、巡洋艦一〇隻その他の建艦五カ年計畫を議會に提出、採擇された。その間一九一六年二月三日ウィルソン大統領は世界無比の海軍をつくるべきことを主張し、戰爭末期にも總監部はダニエルス (Josephus Daniels) 海軍長官や上院海軍委員會の過半数の同意を得て、同様の要求を行い、後にハーディング (Warren G. Harding) 大統領やデンビー (Edwin Denby) 海軍長官からも支持された。^(四三) 一九一八年一月のウィルソンの一四カ條の第二條に

掲げられた海洋自由論は、従来の英米海軍力の均衡を破り、イギリス海軍に挑戦するものといわれる。^(四四) 休戦當時イギリス海軍はその頂點に達したが、その後戦艦三八隻、戦闘巡洋艦二隻を含む五〇〇餘隻の軍艦を廢棄し、注文済および建造中の軍艦八六隻の建造を中止した。これに反しアメリカは戦艦を重視し、戦後の計畫では一九一八—二一年に主力艦一五隻を建造し、一九二四年には英米主力艦數は等しくなり、イギリスの艦船の多くが舊式の前期ジュトランド型であるのに、アメリカは新式の後期ジュトランド型である點を考慮すれば、すでにイギリスの戦艦能力を凌ぎ、一九二五年にはアメリカ海軍の總トン數はイギリスを上廻る豫定であつた。^(四五) こうした情勢を前に一九二〇年三月一七日ロング (Walter Long) イギリス海相は二國標準主義をすて、いかなる國の海軍力にも劣らない一國標準主義をとることを聲明した。^(四六) 後任リー (Lord Lee of Fareham) 海相も一九二—二二年度豫算の提出に當り同様の聲明を行ひ、一九二一年の英帝國々防會議は、他のいかなる國とも海軍勢力の均等を保つことが帝國の安全保障の最小限の基準であることを決議し、一月一〇日の開院式の勅語でこのことは確認された。^(四七)

しかしイギリスはアメリカと建艦競争を行う意圖はなく、ヨーロッパにおいては傳統的な二國標準主義を保持しようとしながら、^(四八) 對米關係では新たな調整を行なおうとするものであつた。こゝにリー海相の對米海軍協定申し入れとなるが、イギリスはそれによつてアメリカ海軍との衝突を避け、大西洋における優越權を保持し、太平洋においてはアメリカをして日本を牽制せしめ得るのであつた。^(四九) さらに最近の研究で日露戰爭以後の日米關係、特に日本の大戦參加と對華二一カ條要求による日本軍の山東進出、南洋海域作戦行動などから、一九一六年建艦法は日本を對象としたものであるとしてゐる。^(五〇) この説の意義は從來海軍問題については英米ないし米獨の對抗關係のみ問題としたの對

し、日米關係を重視して代置した點にある。一九一七年七月六日―八日のウィルソンとバルフォア(Arthur James Balfour)の往復書簡では、日獨に對抗する海軍協定案が取上げられている。^(五一)クリナード説は實證的な検討を要するが、海軍問題についても英米關係よりも日米の對抗關係を、より本質的な對抗とする見解は傾聴に値すると思われる。

しかしながらアメリカの海軍擴充はまた日本を刺戟した。日本は日露戦争の經驗に鑑み戦艦八隻、巡洋戦艦八隻を基幹とした所謂八八計畫がたてられたが、財政上の都合から第三七回議會において大正六年以降四カ年の繼續費による八四艦隊計畫が認められ、翌年には八六艦隊、大正九年(一九二〇年)度からは八カ年計画による八八艦隊の編成が認められた。また明治四〇年國防計畫の假想敵國はロシア、アメリカ、清國であつたが、大正七年七月の國防方針修正により、アメリカを第一假想敵國とした。^(五二)なお第一回國際連盟總會において日本代表は、八八計畫はアメリカの海軍擴張に對抗するものであると述べた。しかし加藤海相はAP記者に、世界の海軍國が建艦をやめれば八八計畫を放棄する用意があると語り、^(五三)また日英同盟はアメリカに劣勢なる日本海軍の勢力を補うものとして疑惑がもたれ、しかもイギリスがアメリカに海軍協定を申し入れ、アメリカをして日本を牽制せしめようとするれば、日英米關係の調整と建艦計畫の抑制とは早晩要請されるべきものであつた。^(五四)

(III) 日英同盟

第三次日英同盟更新問題についてはすでに述べたことがあるので、^(五五)こゝでは問題の概要をしるすにとどめたい。

第三次日英同盟(一九一一年)は一九二一年七月をもつて満期となるので、同盟を繼續すべきか否かはイギリスにおいて激しく論ぜられた。特に上述したように日米對立が激化すると、日米戦争が起つた場合にイギリスが日本を援

助してアメリカと戦わなければならない事態も生じ得るので、すでに一九一一年に英米仲裁裁判條約を結び、他方第三次日英同盟第四條に、締約國の一方が第三國と總括的仲裁裁判條約を締結した場合は、その存續期間中右の第三國と交戦する義務を、該締約國から免除することとした。しかしアメリカ上院の反對で同條約の批准が行われなかつたので、別に一九一四年英米紛争平和處理條約を結び、イギリスは同條約を日英同盟第四條に謂う仲裁裁判條約とみなす旨を日本に通告した。^(五六)その後日本の對華二十一カ條要求やパリ會議山東處理などが行われると、日英同盟は日本の極東政策を促進するものであるとの批判がたかまつた。また國際連盟は従來の同盟外交に代る新しい國際主義外交の道を開き、連盟規約第二〇條は、連盟規約の條項と兩立せざる既存義務の解除について規定されており、日英同盟の相互援助的性格は連盟規約の紛争平和的處理條項(第一〇—一七條)に一致しないので、日英同盟の修正は必至となり、一九二〇年七月八日第一次國際連盟宛通告が發せられた。^(五七)しかし同盟繼續の可否は一九二一年六月から開かれる英帝國會議で討議されることとなり、同會議では更新論と反對論が激しく争つたが、會議を通じ懸案解決のための國際會議開催の意向に傾き、七月一日カーゾン外相は太平洋會議開催計畫のあることを發表し、七月四日および五日には日米兩國に非公式に提議し、特にアメリカに對しては海軍軍縮問題を含めた國際會議開催のイニシアチヴをとることを要請した。國際連盟に對しては同盟の有効期限三ヵ月延長を通告する措置がとられた。^(五八)

二 會議開催提議

一九二〇年一月二日四日アメリカ上院議員ボラー (William E. Borah) は、日英米海軍軍縮協定につき日英兩國

に呼びかけ、アメリカの海軍計畫をこれに結びつけるのを大統領に要請する決議案を提出し、直ちに外交委員會に付託された。この決議案は、國際連盟第一回總會において日本代表が、自國の海軍擴張の理由をアメリカの軍擴に歸せしめているのに對應するものとされて^(五九)いる。委員會は原案を修正して一九二一年一月にこれを可決した。またボラーは一九二一年二月二四日、海軍豫算に、大統領に日米英軍縮會議を開くことを要求して修正決議を提出し、ボラーは上院（五月）および下院（六月）の同意を得て、結局豫算は修正され豫算案の附帶決議としてこれを大統領に要求し、大統領は七月この豫算案を裁可した。ハーディング大統領も就任演説（三月四日）で軍縮會議に協力することを約した。^(六〇)しかるにアメリカでは外交のイニシアチヴは大統領にあるのでこの決議の無効論が起り、政府はこの決議をそのまま受諾することも、同時に議會の意思を無視することもできなかつた。七月八日、國務省は日英佛伊各國駐在大使に、適當の時期にワシントンに開催されるべき軍備制限會議に出席方を非公式に照會するよう訓令を發した。^(六一)九日ヒューズ（Charles Evans Hughes）米國務長官は幣原大使にこのことを告げたが、軍縮會議を五カ國會議として一應外交のイニシアチヴを大統領の手に確保し、議會の意思を無視するの^(六二)も免れたのであつた。カーゾンが林大使にアメリカで太平洋會議を開く計畫を語つたのは七月四日であつたが、五日午後ハーヴェイ（George Harvey）アメリカ駐英大使に、アメリカ大統領が太平洋會議を召集することを要請し、これには建艦競争の除去や軍縮問題、その他太平洋・極東に關係あるすべての重要問題を含むこと^(六三)とした。このことは八日、本國に報告され、九日のイギリス新聞に發表されると、直ちにヒューズ國務長官は、軍備制限問題が太平洋・極東問題に關連していることを認め、なおイギリスの意向を確かめて、軍備制限會議に關係國による極東問題を討議することとし、中國をも参加させてワシ

トンで開催することゝした。^(六四)七月一〇日アメリカは駐日、佛、伊各大使にさきの訓令に加えてこの旨指示を與えた。

一日ベル (Edward Bell) アメリカ駐日代理大使は覺書を手交して太平洋・極東會議を提議し、日本の内意をたゞ^(六六)した。

内田外相は、アメリカの訓電が軍備制限五大國會議と中國を含む太平洋・極東會議の二通にわかれていたことと、幣原、林大使の報告とを綜合して、アメリカは第一の電報を發した後、イギリスの提議に接し、これを利用して兩會議を結合しようとし、第二の訓電を發したものと判斷しているが、^(六七)略々正當な判斷であろう。これに先立つてロンドン太平洋・極東會議案や、アメリカにおいて非公式に日英同盟問題を討議する案が提案されていたとの説があるが、實證されず、一部はその後のロンドンおよびアメリカにおける非公式會議案が混同されているように思われる。

そして日本が警戒したのは太平洋・極東會議であつた。七月七日に外務省歐米局長が提出した「太平洋會議ニ關シ帝國政府ノ執ルヘキ方策」^(七〇)は、會議の目的と參加國の範圍を限定することを要し、目的は極東・太平洋における平和の確立に限定して各國案の懸案は除き、參加國はできるだけ少く、日英米三國とすれば最もよいが、中國の參加は止むを得ないとしている。その後一二日の外交調査會および閣議では、軍備制限會議には參加するが、太平洋・極東問題では議題の種類、範圍を明らかにすることをアメリカに要求し、それらについてまず日英米三國間で意見を交換することゝした。しかもその際、太平洋・極東問題を討議することは「事毎ニ列強ノ掣肘を受クルノ端ヲ啓クノ虞ナキニ非ス故ニ帝國政府ハ會議ノ目的ヲ出來得ル限り局限シ以テ其ノ達成ヲ容易ナラシムヘシトノ理由ニ依リ該會議ノ議題ヲ軍備制限及之ニ關スル平和確保ノ方法ニ關スル問題ニ限定セム事ヲ提議スルコト適當ト認ムル」^(七一)のがわが方の底意であつた。七月一三日、日本側はベル代理大使に、軍備制限會議には參加するが、太平洋・極東會議については

まず議題の性質、範圍について明らかにされたい旨の覺書を送り、幣原大使にも同様訓令し、議題を軍備制限問題およびこれに關連する平和確保の方法に關する問題に限ることを提議するのが適當であるが、取り敢えずアメリカに對し議題の種類、範圍を問合せ、これにつき日英米三國間に意見を交換するよう回答することを指示している。^(七三)續く電報で外相は、政府としては議題を軍備制限問題に限り「己ムヲ得ス」太平洋・極東問題を討議する場合にも中國の領土保全、門戸開放、機會均等などの一般的主義の問題にとゞめ「己成ノ事實又ハ日支兩國間限りノ問題」は除外したいと指示した。^(七四)

本省側がこのように極東問題を國際會議に付するのを極力避けようとしたのに對し、在外大使が招請受諾を主張し、その際卒直に從來の外交、特に對華外交を批判しているのは注目される。たとえば林駐英大使は七月一〇日、今回の會議議題には海軍問題と中國問題が考えられるが、これらは早晚問題とされるもので、この際日本が遅疑逡巡すれば何等かの弱點があると思われたり、他國に日本の決定が遅れたため世界平和確保のための會議が遅延したとの口實を與えることもなるので、まず主義上賛成することが望ましいと述べ、さらに「今回ノ會議ニ於テハ帝國ハ寧ロ之ヲ利用シテ帝國ノ世界ニ於ケル立場ヲ改善スル事ニ方策ヲ定メ、第一ニ日米關係ヲ改善シ次イデ支那ニ對スル從來ノ過誤ヲ改メ此機會ヲ利用シテ支那ノ民心ノ帝國に對スル心理狀態ノ轉換ヲ導クノ大計ヲ定メ、此等ノ方策ヲ提ゲテ會議ニ臨ムコトト致シタク云々」と建言し、四國協定の締結を主張している。^(七五)また石井菊次郎駐佛大使は、今回の會議は現状打破を目的とするが、もし日本が現状維持を主張すれば會議は不成功に終りその責任は日本にありと速斷されるので、豫め議題の性質、協定方法に注文をつけることを主張したが、同時に軍備制限は日本より進んで提唱し、「我對

支政策中軍閥外交ニ屬スル一切ノ行懸ヲ斷念シ我ヨリ進ンデ漢口山東ノ駐屯軍ノ撤退ヲ斷行シ然ル後會議ニ臨ミ更ニ進ンデ支那ニ於ケル治外法權撤廢（駐）屯軍撤退等ヲ會議ニ於テ我ヨリ提議スル」と、軍閥外交の轉換を主張している。^(七六) おくれて七月二〇日幣原大使も議題の性質、範圍をきめることはそれを縮小する意ではなく、日本は會議において「更ニ積極的ニ極東及太平洋方面ノ安寧竝日本國民將來ノ平和的發展ニ向テ必要ト認メタル各般ノ議題ヲ提出シ之カ成立に努力スルヲ得策トスベシ、要スルニ會議ノ開催ハ今ヤ大勢上避ケ難キモノト思考セラルルカ故ニ寧ロ我ヨリ進ンデ會議を利用スルノ方針ヲ執ラレン事ヲ希望ス」と述べている。^(七七) しかしこれらの主張は容れられず、一四日政府はアメリカの提議により一三日の回答に至る簡單な經緯を發表した。^(七八)

三 豫備會議案

これまでの経過からすればアメリカをして太平洋・極東會議を開かせようとしたのはイギリスであつたが、七月一日カーゾン外相は、自治領代表が歸國しなければならないので、まず太平洋會議を八月一五日までにロンドンで開くことを要請した。^(七九) 林駐英、石井駐佛各大使は會議出席に好都合として賛成したが、内田外相はこれを一種の御都合主義と考へてアメリカの同意が必要なこと、會議議題の性質、範圍を確かめることを指示した。^(八〇) ヒューズ米國務長官も準備不能や國民感情、軍備制限會議との關係などから反對し、二〇日駐英大使死訓電で、豫備會議ロンドン開催說にアメリカの意見は決定的に反對で、會議期日も休戦記念日の十一月一日を豫定し、自治領首相の都合によつては一〇月初めまたは九月末をも考慮する、と傳えた。^(八一) 日本政府も七月二二日の閣議でまず大國の軍備制限協定を締結し、

續けて他の關係國を加えた太平洋・極東會議を開き、期日も同年末または翌年春という、イギリス提案に反する決定を行つた。^(八三)なお林大使は豫備會議に關する以上の英米交渉から、アメリカ提案當初、太平洋問題では英米間に十分の諒解がなく、イギリスは日英同盟と併行する平和保障協定をつくろうとしたが、それも日本より議題範圍等の質疑の起つた後に考えられたものと推測している。^(八四)

このようにしてロンドン豫備會議は行われなくなつたが、議題問題で日米の折衝が続けられている七月二七日に、カーゾンは新たに、ワシントン以外のアメリカの一地に日英米非公式會談を開くことを提案した。その趣旨は、太平洋會議につき三國間の協調を見出すことが困難なので、むしろ表立つた conference と思われぬ三國間の conversation を開き議題もそこで討議することとし、開催地もアメリカを喜ばす底意にてアメリカに開き、但しワシントンで開くことは conference と解されるので除く、という提案であつた。^(八五)日本はこの案を支持したが、はからずもこゝで日英米の相互不信が露呈された。まず日本は英米間の交渉を見ることが出来たが、内意としてはこれによつて今後の進行を圓滿ならしめるか、少くとも三國特に日本の立場を、他の參加國、就中、中國等をして尊敬せしめる効果があり、「寧ろ英國政府提言ノ機ニ乘シ我方ニ於テ此ノ種非公式會合ノ成立ヲ助長スルコト或ハ得策」であらうと考へた。^(八六)内田外相は林大使宛訓電で、イギリス案は日本政府の方針に一致し、アメリカも會議前の議題協議に異存なく(後述)、イギリスは議題または太平洋協定に成案を有すると思われるので(林大使の異見は後述)、アメリカが承認し、かつ目的が議題協定にある限りイギリス案を受諾することとした。^(八七)イギリスはロイド・ジョージ首相とカナダ、オーストラリア首相等一行の訪米を計畫し、カーゾンは日本から特に代表を派遣しなくとも石井、林、幣原大使をこの會議の代

表とすることをもとめ、その場合石井、林大使が一行の船に乗船することを認め^(八九)た。しかしアメリカは二八日かゝる三大國の特別の會議に難色を示し、ヒューズ長官は太平洋會議と軍備制限會議は不可分であると述べ、「其ノ語氣に徴スルニ恰モ日英兩國共同シテ米國ニ當リ右英國案ニ對スル同意ヲ要スルモノナルガ如キ語調」であつた^(八九)。二九日ヒューズ國務長官は記者會見で、豫備會議に應じ得ないと明言した^(九〇)。カーゾン外相は逆に、日米兩國が既に議題につき交渉を進めているのではないかと疑つた^(九一)。結局八月五日駐日イギリス大使およびアメリカ代理大使はイギリス提案の撤回を告げ^(九二)、八月七日イギリスは英帝國會議の経過を発表したなかに、アメリカの不同意のために非公式打合せ會談の構想を放棄したことを表明し、ワシントン會議の前途のために遺憾とした^(九三)。この公表には「日英同盟ヲ更ニヨリ大ナル右關係三大國(日英米)間ノ取極ニ代ヘムコトヲ希望スルト共ニ」^(九四)とあり、イギリス提案の契機を明らかにしてゐる。林大使はこの間の日英米關係を鋭く指摘して次のように述べてゐる^(九五)。「即チ日本ハ當初會議開催ニ關スル英ノ主張ニハ英米間ニアル種ノ協議アツタモノト想像サレ英米ガ相結ビ日本ヲ壓迫スル企圖アリト推セラレ」^(九六)。「他方米國ハ米國ニテ今回ノ非公式意見ノ交換ヲ以テ在米大使發閣下宛電報第四四三號ノ通り日英相結ビテ米國ニ當ルモノト猜疑シ又英國は英國ニテ日米兩國ハ英國ヲ差置キ議題ニ關シ交渉ヲ重ネツツアリト解シ居レル」^(九七)と。なお林大使は、イギリスは初めから成案を有せずとして、日本がイギリス案に日和見の態度をとつた點に反省をもとめ、ロイド・ジョージの好意に應ずべきであつたと主張してゐる^(九八)。しかし内田外相は「靜カニ事件ノ成行ヲ見ル」日和見政策を續け、ただ太平洋・極東問題では「既得權ノ關係上大ニ英國ト歩調ヲ共ニスヘキ場合多カルヘク」イギリスと密接の關係を續けるべしと指示してゐる^(九九)。

イギリスは、アメリカがイギリス提案を拒否した以上、ワシントン會議の議題、期日等はアメリカの取り扱うべき問題であるとして、その後會議招請のイニシアチヴをアメリカに譲つてゐる。

四 日本參加通告

アメリカのワシントン會議提案に對し、日本政府は七月一三日、太平洋・極東會議についてはまず議題の種類、範圍について三國間に意見交換をすることを要すると通告し、一四日この経過を公表した(前述)。この一四日ヒューズ國務長官は幣原大使に對し、議題問題で日本が會議出席を受諾しないことが一般に及ぼす悪影響を指摘し、議題を限定する必要があるば會議席上で討議、決定すべきだと主張した。しかしまたヒューズは、一、一般原則および政策につき共通の諒解を遂ぐるを會議の主たる目的とし、二、前記原則および政策の適用上一般列國の利害に影響をおよぼすべき性質の問題については會議前に共通の諒解をとげること、三、一般列國の利害關係に影響を及ぼさない問題は除外されることとし、さらに會議前に意見を交換して議題を定めることには異議がないと述べた。日本側は「領土保全機會均等門戶開放等ノ如キ一般的主義上ノ問題ヲ討議スルノハ我方トシテモ何等異存無」いが「已成事實日本兩國間限又ハ日支兩國間限リノ問題(滿蒙ニ於ケル帝國ノ地位所謂二十一ヶ條問題山東問題等)ヲ討議スルカ如キハ帝國ノ立場トシテ容易ニ認め難キ處ニシテ」としてゐるので、原則的にはある程度接近した。七月二二日の閣議決定はヒューズの言明を日本への回答とみなし、從來の消極的態度を捨て、積極的方針に出て日本に對する誤解と反感を除くにつとめることが、日本の國際的地位向上に得策と認めて會議參加に決定し、その際、一、會議開會前に議題協定の打合せをする、二、その際領土の相互尊重、門戶開放、機會均等の如き一般的主義の問題はむしろ我方より進んで

議題に提唱すること、三、但し既成事實または特定國間限りの問題を議題から除くべく最善の努力をする、ことゝした。なおこの決定では從來通り、まず五大國間軍備制限協定を締結し、次いで他の關係諸國を招請して太平洋・極東會議を開くことゝし、會議期日も同年末または翌年春としている。

二三日アメリカ駐日代理大使は一三日の通告に對する回答を外相に手交した。この回答は日本政府が軍備制限會議を諒しながら、太平洋・極東會議の議題は後日協議確定することゝして餘り追求しないよう希望し、會議前に議題につき意見交換の意思あることを明らかにした。外相はその際上掲幣原・ヒューズ會議の内容につきその確認を得た。^(一〇四)政府は二六日の閣議でこの覺書に對する回答を決定し、^(一〇五)二七日代理大使に手交した。回答は會議開會前に議題の性質、範圍を協議、決定するとの諒解のもとに會議招請を受諾したが、「會議本來ノ目的タル軍備制限問題ノ審議ニ密接關聯スル」太平洋・極東問題討議の主たる目的は「太平洋及極東ニ於ケル一般ノ主義及政策ニ就キ共通ノ了解ヲ遂クルニ」あつて「濫ニ此ノ主要目的ヨリ離脱シ特定國間限リノ問題若クハ既成ノ事實ニ亘リ爲ニ會議ノ無用ナル紛糾ヲ招キ又一面徒ラニ關係國々民ノ感情ヲ刺戟スルカ如キコトナカラシムル」のが會議の目的達成のために必要としていた。これは山東問題、二一カ條問題、滿蒙問題等を議題から除こうとしたものであるが、アメリカ側はこの回答に満足し、二八日ヒューズ國務長官は從來の経過を公表した。この公表では中國が太平洋・極東會議の招請を受諾し、極東に利害關係をもつその他の國も討議に招請されるべきことを明らかにしている。^(一〇六)

これとほぼ同時にイギリスはアメリカで三大國非公式會談を開くことを提案し、日本は條件附で同意したがアメリカの不同意のために失敗し、イギリスはワシントン會議召集のイニシアチヴを全くアメリカに譲つた（前述）。アメ

リカは一月一日開會につき日本の内意を確めた上、八月一日駐日英佛伊各大使に任國政府に軍備制限會議および太平洋極東會議、中國に對しては太平洋・極東會議への正式招請狀を發するよう指示した。日本は一三日附の書簡で正式に招請を受けた。^(一〇八)この招請狀は太平洋・極東會議の議題決定は開會前の意見交換に委ねている。一八日ヒューズ國務長官はヤップ島問題、山東問題は會議開會前に解決するのが望ましいと述べ、山東問題日華直接交渉を中國に勸告する用意ありとして、日本側の解決條件をたゞしたが、幣原大使は本件解決交渉にアメリカが介入するのを拒否した。^(一〇九)日本政府は八月一九日の閣議、二三日の閣議および外交調査會決定に基いて、同日附でベル・アメリカ駐日代理大使に受諾回答を發した。^(一一〇)この回答では討議さるべき議題は七月二六日附日本政府覺書の趣旨でアレンジされることを希望している。ここにワシントン會議開催の次の課題は議題問題に移るのである。

註

- (一) さらに遡るならば、日露戦争とポーツマス講和會議を通じて親目的であつたローズヴェルト大統領のもとめたものは滿州における日露の均衡策であり、同時に彼は、極東で日本が勝利を収めれば將來の日米鬭争を招くことを承知していた。信夫清三郎・中山治一編「日露戦争史の研究」(昭和三四年)三八〇、四一六頁
- (二) 堀川武夫「極東國際政治序説」(昭和三年)四〇二頁
- (三) 従來この二つのノートは何れも承認政策を表明した對日抗議とみられていたが、細谷千博助教は、第一のノートは一種の居中調停案の提示で、その後アメリカが對日宥和政策から轉換したことを明らかにした(細谷「『二一條要求』とアメリカの對應』一橋論叢第四三卷第一號)。
- (四) 小林龍夫「バリー平和會議と日本の外交」(神川先生還曆記念近代日本外交史の研究)昭和三一年)三八一―八四頁
- (五) 一又正雄「日米移民問題と『國內問題』」(同上書所收)参照なお Roy Watson Curry; Woodrow Wilson and Far Ea-

- stern Policy, 1913-1921, N.Y. 1957, p.257.
- (六) Curry, op. cit., p.262.
- (七) Foreign Relations of United States, The Paris Peace Conference, vol. IV, p.569.
- (八) 日本外交年表並主要文書 上卷四八〇頁。二四日にはこのことをアメリカ代表で傳えた (Curry, op. cit., p.273)
- (九) Ray Stannard Baker; Woodrow Wilson and World Settlement, vol. II (1922) p.241-46, H.W.V. Temperley ed., A History of the Peace Conference, London, 1920, vol. VI p.381-90. 一文前掲論文四三三六頁
- (一〇) Eleanor Tupper; Japan in American Public Opinion, N.Y. 1937, p.146-50; Curry, op. cit., p.279ff.
- (一一) D. Hunter Miller; The Drafting of the Covenant, 1928, vol. I, p. 110, 190, vol. II, p. 272-75 國際聯盟協約書叢書「南洋委任統治問題」(昭和八年) 所收の立作太郎「委任統治制度の概要並に聯盟脫退が受任國の地位に及ぼす影響」八、一二頁。なお立「國際連盟規約論」(昭和七年) 附録「C式委任統治條項」
- (一二) Curry, op. cit., p.298-300.
- (一三) Ibid, p.300. 國際通信豫備會議とは結局何等の解決にも達しなかつた。
- (一四) これらの文書は「南洋委任統治問題」中の「帝國委任統治關係文書」六一一二頁
- (一五) ワシントン會議前の日米間の往復文書は「外務省公表集」第二輯一四九頁以下。ヤップ島問題は海底電線のほかに、アメリカの戰略的立場があつたが、ここでは紙數の制約で深く立ち入り得ない。
- (一六) 借款團問題は多くの興味ある問題を含んでいるが詳述し得ない。タフト大統領の政策は滿州、華北における日露の進出を抑制しようとして争つたが、借款團の結成には銀行家よりも政府が一層積極的であり、日英同盟に破壊的影響を與えるものであつた。日露兩國はこれに對し四次にわたる日露協商を締結し、滿蒙における特殊利益範圍を劃定したが(第四次協商は同盟條約の性格を有するに至つた)、借款協約に對しては日露兩國は特殊利益を侵犯してゐると抗議した。Outten Jones Chinar'd; Japan's Influence on American Naval Power, 1897-1917, Berkeley and Los Angeles, 1947, p.67-68, 79, 83-86. 借款團問題とは何れも Frederick V. Field; American Participation in the China Consortiums, Chicago, 1931.

- (二七) 堀川前掲書四二―四九頁
- (二八) その引受狀況は同上書三三八―四一頁
- (二九) 島弘一「ワシントン會議（一九二一―一九二二）の歴史的意義」（一）（六甲臺論集第四卷第三號）一一二―一三頁
Curry, op. cit., p.188.
- (一〇〇) Curry, op. cit., p.190-93.
- (一一) 同日發表された政府聲明によれば、日本は「英米佛三國側ニ於テハ接壤關係ニ基ク國防並國民ノ經濟的生存ノ安全ヲ保障セムトスル日本提議ノ主眼トスル所ニ付テハ充分之ヲ了解シ右三國政府ハ日本ノ緊切ナル利益ニ背反スル何等ノ措置ニ出ツルノ意圖ヲ有スルモノニアラサルノミナラス進ミテ日本ノ利益ヲ擁護スルニ足ルヘキ一般的保障ヲ與フルニ躊躇セサル旨ヲ聲明シ來リ帝國政府ニ於テモ其ノ提議ノ本旨ハ充分關係國ノ了解ヲ得タルモノト認メ」テ協定ヲ承認シタ（「外務省公表集」第一輯一一五頁）。しかし一ヵ月後には日本の留保通告が出された。
- (一二) 留保通告は「外務省公表集」第二輯三五頁なお註（二六）參照
- (一三) 同上書三六頁
- (一四) 同上書三九頁以下
- (一五) 同上書四二頁
- (一六) これらの交渉は Documents on British Foreign Policy, 1919-1939, first series, volume VI, London, 1956. Chapter II. (以下 BD と略す) 參照
- (一七) BD p.613-18 (No.429).
- (一八) Ibid.; p.761 ff (No.522).
- (一九) 「外務省公表集」第二輯四五―四八頁、堀川前掲書二八二―八三頁
- (二〇) Curry, op. cit., p.202.
- (二一) 「外務省公表集」第二輯五三―五六頁

- (三二) 同上書五七—五九頁
(三三) 同上書五九—六一頁
(三四) 同上書六一—六三頁、アメリカとの交渉については堀川前掲書二八五—八六頁
(三五) 「外務省公表集」第二輯六四—六六頁
(三六) 同上書四八—五一、五一—五三、六一—六四頁 堀川前掲書二八八頁
(三七) 堀川前掲書二六八、二九二頁、島前掲論文(一)一一—五頁
(三八) John Albert White; *The Siberian Intervention*, Princeton, 1950; James William Morley; *The Japanese Thrust into Siberia, 1918*, N.Y., 1957; George F. Kennan; *The Decision to Intervene*, Princeton, 1958; Betty Miller Unterberger; *America's Siberian Expedition 1918-1920*, Durham, 1956. 細谷十博「ソビエト出兵の史的考察」(昭和三〇年)
(三九) Unterberger, op. cit., p.88, 231—32.
(四〇) See: Ibid, p.107ff.
(四一) Raymond Lasie Buell; *The Washington Conference*, N.Y., London, 1922, p.141, Rolland A. Chaput; *Disarmament in British Foreign Policy*, London, 1935, p.94. 三枝茂智「國際軍備縮小問題」(昭和七年)一〇四—一五頁。
(四二) Temperley, op. cit. vol. II, p. 148 ff, Chaput, op. cit., p. 64ff, 田村幸策「ワシントン會議」(「神川先生還曆記念近代日本外交史の研究」昭和三二年)四四—四頁
(四三) Buell, op. cit., p.140—41.
(四四) 田村前掲論文四四三—四四五頁。從つて當初ロイユ・シエーシはこの條項に反對した。H.C. Allen; *Great Britain and the United States*, N.Y., 1954, p.702—4.
(四五) Chaput, op. cit., p.79ff, Buell, op. cit., p.140, 142—44. 三枝前掲書二二九—三〇頁
(四六) Chaput, op. cit., p.93.
(四七) Ibid, p.95.

- (四八) *Ibid.*, p.92-94.
- (四九) 田村前掲論文四四七頁
- (五〇) Clinard, *op. cit.*, p.149, 157-60, 170-72.
- (五一) Unterberger, *op. cit.*, p.6.
- (五二) 今井清「大正期における軍部の政治的地位」(上)(思想三九九號)五、一六頁 これに對しクリナードは日本がアメリカの假想敵國だつたことを強調してゐる(Clinard, *op. cit.*, ChapterVII)。しかし日本陸軍にとつては常にロシアが第一假想敵國であつた。
- (五三) Yamato Ichihashi; *The Washington Conference and After*, Stanford, 1928, p.19-20. なお尾崎行雄の軍縮論は曾村保信「ワシントン會議の一考察」國際政治一九五八年夏季號(今井前掲論文(下)(思想四〇二號)一一四—一六頁
- (五四) Buell, *op. cit.*, p.137, 147, Chaput, *op. cit.*, p.92, 99-101.
- (五五) 拙稿「第三次日英同盟更新問題—ワシントン會議開催提議に關連して—」(早稻田法學第三五卷第一・二冊)
- (五六) 拙稿二七六頁
- (五七) 拙稿二八六—八八頁
- (五八) 拙稿二九四—九五頁
- (五九) 外務省文書「華盛頓會議 會議開催ノ提議及開會ニ至ルマデノ經過一般」(松本記錄 以下引用する外交文書はすべて本文書のもの)所收(以下に引用する日付は外地からのものは本省着の日付である) 大正九年二月七日幣原駐米大使より内田外相宛電報(第六二四號、第六二五號)
- (六〇) Buell, *op. cit.*, p.148, Chaput, *op. cit.*, p.98, Ichihashi, *op. cit.*, p.5, Punnam Weale; *An Indiscreet Chronicle from the Pacific*, N.Y., 1922, p.87.
- (六一) *Papers relating to the Foreign Relations of the United States, 1929, vol. I (1936)*, (以下F.R.と略す) p.18.
- (六二) 幣原喜重郎「華盛頓會議の裏面觀」(昭和十四年)これは外務省執務參考用に執筆したもので、印刷されたものもある

が、私が主に參照したのは和紙にタイプしたものである（外務省調査部第一課特輯第七號）。

- (六三) F.R. p.19-21.
- (六四) *Ibid.*, p.22-23. Weale, *op. cit.*, p.113.
- (六五) F.R. p.24-25. 中國に對しては別の措置をとつた。同じ一日夜ヒューズ長官は幣原大使に、軍縮會議招請が外部にもれたので、極東問題をも討議するため、中國、ベルギー、オランダ、ポルトガルに招請狀を發することにしようと語つた（幣原「裏面觀」）。幣原氏は九カ國會議の招請としてゐるが、九カ國はまだ固まつた案ではなかつた。
- (六六) 大正一〇年七月一日附在本邦米國大使館覺書譯文（松本記錄）
- (六七) 大正一〇年七月一二日外交調査會決定（松本記錄）中の内田外相報告
- (六八) Leon Archimbaud; *Le Conference de Washington, Paris, 1923*, p.16.
- (六九) 幣原「裏面觀」
- (七〇) 松本記錄
- (七一) 七月一二日外交調査會決定（松本記錄）原敬日記第九卷（昭和二五年）三六二、三六八頁
- (七二) F.R. p.31. なおフランス、イタリーはアメリカの招請を受諾した。
- (七三) 大正一〇年七月一三日内田外相より幣原大使宛電報（第二八四號別電）
- (七四) 大正一〇年七月一三日内田外相より幣原大使宛電報（第二八六號および第二八七號）内田は林駐英大使にも議題につき打診するよう指示している（同日附内田外相より林大使宛電報第四三五號）
- (七五) 大正一〇年七月一〇日林大使より内田外相宛電報（第八三一號）
- (七六) 大正一〇年七月一日石井大使より内田外相宛電報（第一〇五〇號）
- (七七) 大正一〇年七月二〇日幣原大使より内田外相宛電報（第四〇八號）
- (七八) 「外務省公表集」第二輯二〇九頁
- (七九) F.R. p.2527. 大正一〇年七月一三日林大使より内田外相宛電報（第八四〇、第八四二號）

- (八〇) 前駐林大使第八四二號電報、大正一〇年七月一二日石井大使より内田外相宛電報(第一〇六二號)
- (八一) 大正一〇年七月十四日内田外相より林大使宛電報(第四三九號)
- (八二) F.R. p.28, 37-39 二一日アメリカ大使は婉曲に拒否通告を行った。
- (八三) 松本記録、なお原敬日記第九卷第三七七頁
- (八四) 大正一〇年七月二六日林大使より内田外相宛電報(第八八四號)
- (八五) F.R. p.45-46. 大正一〇年七月二八日林大使より内田外相宛電報(第八九三號) 林大使は英提案は日英同盟繼續を目標として述べらるゝと述べらるゝ。
- (八六) 大正一〇年七月二八日内田外相より幣原大使宛電報(缺番)
- (八七) 大正一〇年七月二九日内田外相より林大使宛電報(第四六四號)
- (八八) F.R. p.46-47. 大正一〇年七月二八日林大使より内田外相宛電報(第八九三號)
- (八九) 大正一〇年七月三〇日幣原大使より内田外相宛電報(第四四三號) F.R. p.47-50. アメリカは三國會談が失敗した場合のことも懸念した。
- (九〇) 大正一〇年七月三一日幣原大使より内田外相宛電報(第四四七號)
- (九一) 大正一〇年八月一日林大使より内田外相宛電報(第九〇二號?)
- (九二) 大正一〇年八月五日内田外相より林大使宛電報(第四六九號) イギリスは間もなく一月二一日間催に同意した。
- (九三) F.R. p.49. 大正一〇年八月八日林大使より内田外相宛電報(第九二〇號)
- (九四) 林大使はイギリスの意思を善意に解釋することが望ましいとして、この文言についても、一、イギリスが初めから日英同盟を廢棄しようとするれば日本にはかる必要はない、二、現協約以上のものがないと述べている(大正一〇年八月二〇日林大使より内田外相宛電報 第九五六號)。
- (九五) 大正一〇年八月六日林大使より内田外相宛電報(第九〇九號)

(九六) 欄外註記「其ノ通りナリ推測ヲ裏切ル證ナシ」

(九七) 欄外註記「本件提案ノ起リハ日本ヲ除外シ英米馴合ノ事タルハ疑フヘカラス日本ノ議題ニ關スル異議以來英米間ノ步調

亂レタルナリ」

(九八) これに對シイギリス案に批判的であつた幣原大使は、日本のみが海外在勤大使を代表させることは好ましくないとして
 いる(大正一〇年八月一〇日幣原大使より内田外相宛電報 第四八六號)。

(九九) 大正一〇年八月六日内田外相より林大使宛電報(第四七〇號)

(一〇〇) 大正一〇年八月九日林大使より内田外相宛電報(第九一三號) F. R. p. 51

(一〇一) 大正一〇年七月一七日幣原大使より内田外相宛電報(第三九八號)

(一〇二) 大正一〇年七月一四日、一九日内田外相より林大使宛電報(第四三六號、第四四六號)

(一〇三) 松本記錄

(一〇四) 大正一〇年七月二三日内田外相より幣原大使宛電報(第三〇五、三〇七號) F. R. p. 43-44.

(一〇五) 松本記錄

(一〇六) 大正一〇年七月二九日幣原大使より内田外相宛電報(第四三六號) 日本側發表は「外務省公表集」第二輯二二三頁以下
 中國その他に關する折衝は F. R. p. 25, 29, 30, 34, 35, 39-43, 54-56, Archimbaud, op. cit., p. 22-23.

(一〇七) 大正一〇年八月九日内田外相より幣原大使宛電報(第三四九、三五〇號) フランス、イギリスも開催期日に同意した。

(一〇八) 四國に對する招請狀は F. R. p. 56-57. 「外務省公表集」第二輯二一九—二三頁 中國に對する招請狀は F. R. p. 57-58.

(一〇九) 大正一〇年八月二〇日幣原大使より内田外相宛電報(第五三六號)

(一一〇) 「外務省公表集」第二輯二二四頁、なお幣原大使は個人的に回答案を稟申している(大正一〇年八月一六日幣原大使より内田外相宛電報第五一四號)が、その趣旨は略々政府回答に取入れられている。

〔後記〕 本稿に外務省文書を使用し得たのは外務省外交文書室の御好意によるものである。